

# 主なお手続き一覧

○代理手続き可能 △条件により可能 ×不可 \*保険商品やご加入時期により、代理できるお手続きが異なる場合があります。

	お手続きの種類	保険契約者 代理人	備考
保険金などの 請求 (支払系)	解約・減額	○	
	死亡保険金(給付金)のお受取り	△	受取人が契約者と同一人の場合に限りです。
	年金のお受取り・年金原資額の一括受取り など	△	・受取人が契約者と同一人の場合に限りです。 ・商品によっては、更新、繰延べ、終身移行なども可能です。
	認知症・介護保険金のお受取り	×	指定代理請求人により請求が可能です。
ご契約内容の 変更など	年金保険に関するお手続き		
	年金の種類・受取期間の変更	○	
	年金支払開始日の変更	○	
	目標値の設定・変更・解約	○	
	生存給付金等の上限額設定	○	
	定期支払金・生存給付金の受取通貨の変更	○	
	受取口座の変更 *契約者ご本人口座または保険契約者代理人口座(契約者の「子」に限る)への変更とします。		
	年金	△	受取人が契約者と同一人の場合に限りです。
	定期支払金	○	
	定期給付金	○	
	生存給付金	△	受取人が契約者と同一人の場合に限りです。
	毎月お払い込みいただく保険料		
	保険料の減額	○	
	払込方法・払込経路の変更	○	
	届出口座の登録・変更	○	
受取人などの指定・変更			
ご契約者	×		
死亡保険金(給付金)受取人	×		
生存給付金受取人	△	受取人を契約者に変更する場合に限りです。	
年金受取人	△	受取人を契約者に変更する場合に限りです。	
遺族年金受取人	×		
保険契約者代理人	×		
指定代理請求人	×		
ご登録情報の 変更など	届出住所・連絡先の変更	○	
	保険証券の再発行	○	

お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル

# 0120-876-126

営業時間 9:00~17:00  
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

[資料作成]第一フロンティア生命保険株式会社 ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

登)B23F0178(2024.1.19) F6882-02 '24年3月作成 ラ

## フロンティアの ご家族安心サポートのご案内

●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族(保険契約者代理人)が契約の諸手続きや契約内容の確認を行うことができるサービスです。

保険契約者  
代理特約

契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準ずる状態と判断される場合は、**「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことができます。**  
\*一部、代理人ができないお手続きがあります。

契約内容  
ご案内制度

ご契約内容について、**「保険契約者代理人」がいつでも照会**できます。

●本サービスを付加するにあたり、費用はかかりません。\*所定のお手続きが必要です。

●ご家族(保険契約者代理人)が、ご契約者に代わって手続きを行うために、また、ご契約内容をいつでも照会できるようにするために、**ご家族にご契約内容を共有**します。



- ・契約者・被保険者・受取人、保険種類、保険料などをお知らせします。
- ・第一フロンティア生命から通知が届くことを、ご家族(保険契約者代理人)に事前にお伝えください。

たとえば、母(ご契約者)が認知症で意思表示が困難な状況に。介護施設への入居費用が必要...

対策前

- 解約の手続きは、母(契約者)しかできない...
- 成年後見制度※の利用も手間がかかりそう...
- 母の保険証券を見ても、内容がよくわからない...

もし認知症で  
意思表示が困難に  
なったら...



母  
(ご契約者)



息子

対策後

- ✓ 困ったときでも、まとまった資金をスムーズに受け取れる準備ができるね!
- ✓ 母(契約者)の契約内容がいつでも確認できるのも安心♪

いざという時、息子に  
手続きしてもらえて安心♪



母  
(ご契約者)



息子  
(保険契約者代理人)

※認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が不利益を被らないように、その方を援助してくれる方(成年後見人)を付け、法的に支援する制度です。

# 保険契約者代理特約 について

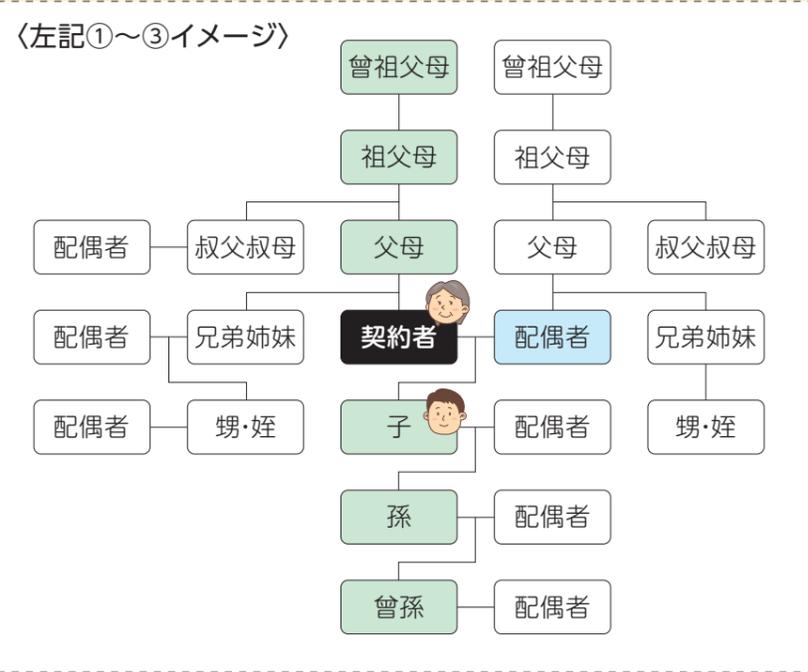
保険契約者代理人は、ご契約者\*が**被保険者の同意**を得て、以下の範囲内から**1人指定**できます。

\*年金支払に移行後は、年金の受取人とします。(以下同じ)

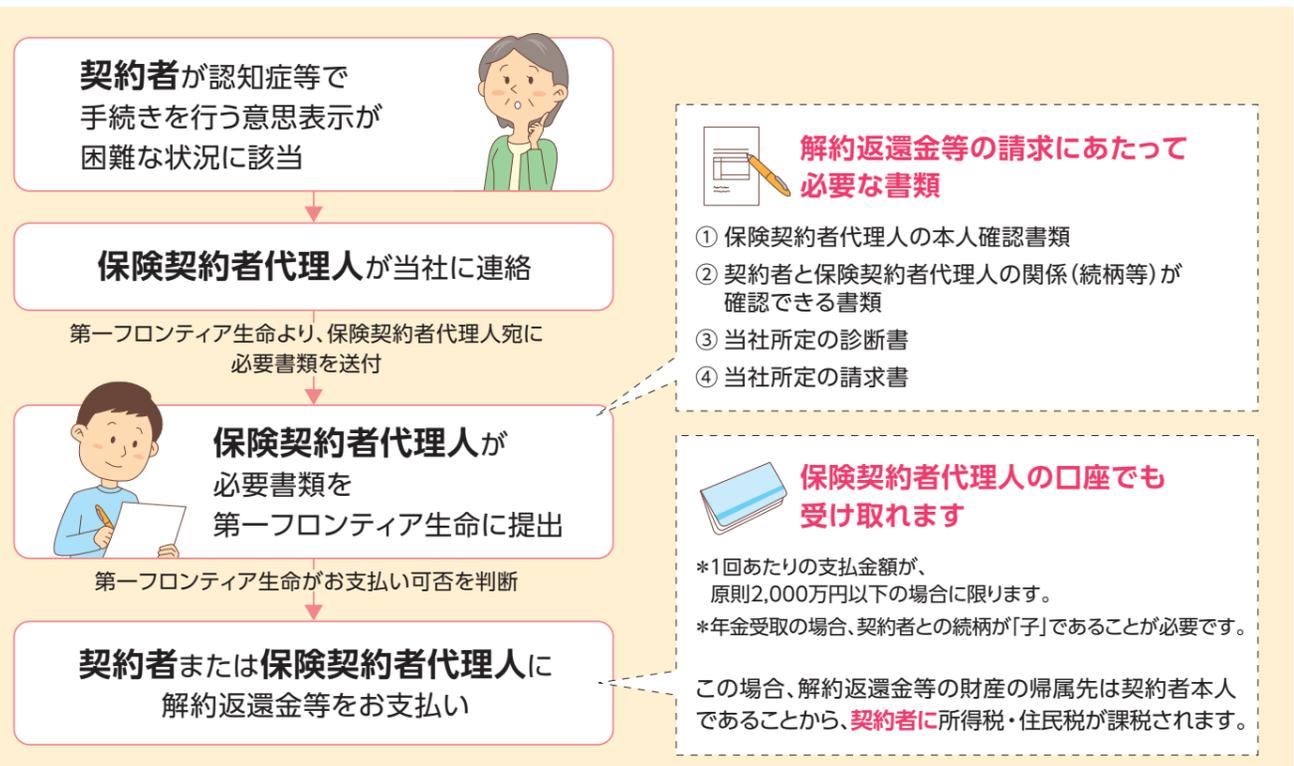
- ① 契約者の配偶者
- ② 契約者の直系血族
- ③ 契約者の3親等内の親族

上記①～③以外で、**第一フロンティア生命が認めた**以下の方

- ④ 契約者と同居または生計を一にしている方
- ⑤ 契約者の財産管理を行なっている方
- ⑥ 被保険者
- ⑦ 保険金などの受取人
- ⑧ 上記④⑤⑥⑦と同等の関係がある方



保険契約者代理人による**代理手続きの流れ**は、以下のとおりです。  
(解約などの「支払系」手続きの場合)

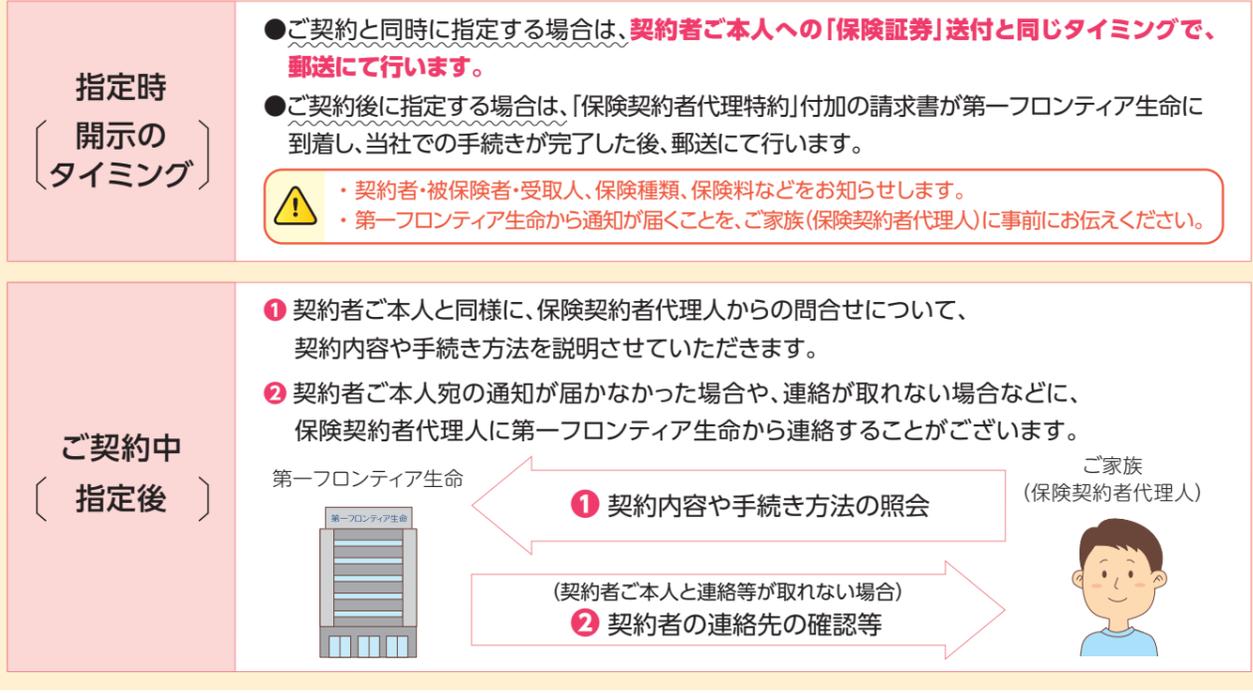


\*ここに記載の税務上のお取扱いは2024年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

# 契約内容ご案内制度 について

契約の内容を**保険契約者代理人と共有**できます。

保険契約者代理人を指定する際、契約者ご本人に同意いただいたうえで、**保険契約者代理人に契約内容を開示**します。



## Q & A

- Q 保険契約者代理人は「死亡保険金(給付金)受取人」と同一人にする必要がありますか?**
- A** 受取人への事前の相談や、受取人と同一人(受取人が複数の場合はいずれか1人)とすることを推奨します。  
\*積立利率変動型終身保険(20)(通貨指定型)で「指定代理請求人」が指定されている場合は、指定代理請求人と同一人とすることを推奨します(指定代理請求人と契約者が異なる場合)。
- Q 未成年者を保険契約者代理人に指定することはできますか?**
- A** 指定できます。  
なお、代理手続き時点でも保険契約者代理人が未成年であれば、その親権者から手続きいただくこととなります。
- Q 「ご契約内容のお知らせ」などの定期通知の宛先を、保険契約者代理人の住所に変更できますか?**
- A** 契約者ご本人の意思表示が困難になった場合は、保険契約者代理人による所定の手続きにより、変更できます。

## 参考 認知症患者が保有する金融資産額

